

汚染土壌処理施設の立地に関する基準

平成22年4月1日制定

第1 趣旨

この基準は、「千葉市汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱」（以下、「指導要綱」という。）第3条第3項の規定により、汚染土壌処理施設の立地に関し、必要な事項を定める。

第2 定義

この基準における用語の定義は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）（以下「法」という。）、土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）その他の関係法令に定めるもののほか、指導要綱第2条に定めるところによる。

第3 立地環境

事業計画者は、汚染土壌処理施設の設置等に当たっては、次に掲げる立地環境に関する事項を遵守するものとする。

（1）生活環境に関する事項

ア 大気汚染、騒音、悪臭若しくは振動又は河川、水路、地下水等の汚染による生活環境への影響のおそれがないこと。

（2）施設距離の確保に関する事項

ア 学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームなどの教育・文化施設又は医療・福祉施設等に係る土地の敷地境界からの距離は、おおむね100メートル以上であること。

イ 住宅、店舗その他これらに準ずる建物に係る土地の敷地境界からの距離は、おおむね50メートル以上であること。

ウ 河川、海又は湖沼からの距離はおおむね50メートル以上であること。（埋立処理施設に限る。）

（3）地域、区域等の制限に関する事項

次に掲げる地域、区域等を原則として含まないこと。

ア 宅地の開発予定地（千葉市宅地開発指導要綱（平成8年4月1日制定）の適用対象で関係者と事前協議中又は事前協議済みの土地で未着工のもの）及びその周辺おおむね50メートル以内の土地を含まないこと。

イ 都市緑地法（昭和48年9月1日法律第72号）に規定する特別緑地保全地区及び首都圏近郊緑地保全法（昭和41年6月30日法律第101号）に規定する近郊緑地特別保全地区

- ウ 森林法（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号）に規定する保安林、保安林予定森林
- エ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 57 号）に規定する急傾斜地崩壊危険区域
- オ 農地法（昭和 27 年 7 月 15 日法律第 229 号）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 58 号）で規定する農用地区域内の農地
- カ その他、市長が汚染土壌処理施設に係る土地として不適当と認める場所

第 4 立地要件

事業計画者は、汚染土壌処理施設の設置等に当たっては、次に掲げる立地要件に関する事項を遵守するものとする。

- （１）予定地の使用権原を有すること。
- （２）予定地に係る関係法令の規制又は要綱その他の行政指導の適用を受ける場合は、これらの法令等による手続をとること。

附 則

（施行期日）

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。